慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	レィベリング・アプローチの新展開： 西ドイツにおける「企業内司法」研究を手がかりとして
Sub Title	Moderne Entwicklung der Lehre vom "Labeling Approach" in der BPD unter besonderer Berücksichtigung der Problematik der "Betriebsjustiz"
Author	宮澤, 浩一(Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.12 (1977. 12) ,p.129- 153
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	五十巻記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19771215-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

レィベリング・アプローチの新展開

——西ドィツにおける「企業内司法」研究を手がかりとして——

宮澤浩一

法学研究の五十巻を記念する特集号に寄稿することは、私の義務であると考える。もう二二年も前になるが、私が初めて「法研」誌上に登場したのは、ラートブルフの著書「法のプレビエ」についての書評によつてである。但し、発表したのは、「ラートブルフ研究会」という名においてであつた。それ以後今日にいたるまで、毎年少くとも一編、書評であれ、資料であれ、書かなかつた年はない筈である。法学研究に毎年必ず書くというのは、私が自分に課した使命である。専任者が自分の所属する学部の公的な発表機関に、今、自分が何をテーマとしているか、どういうことを考えているかを明らかにするのは、当然のことであろう。だから、専任者でなくなる日まで、此の誓いを頑固に守ろうと思うのである。

考えてみれば、一つの学部が月刊の発表誌を持つているのは、極めて恵まれたことといわねばならない。マーケット・バリューのない仕事でも、学術的評価というスクリーニングを経ることで発表の機会が与えられるなど、勿体ない話である。

研究者と発表機関との関係は、親子に似たところがある。助手になりたてのおぼつかない歩みを始めた頃は、雑誌に対する社会的信用により、力の足りないところが補われる。やがて成長し、一本立ちでき、個人に何ほどかの力がついてくると、雑誌の社会的信用を高めるよう、成長した執筆者がもり立てるという形となり、後に続く世代にさらに養分を提供するということになる。力の続くかぎり、この世話になつた「法研」に論文や資料を発表するという形で、恩がえしをつづけてゆきたいと念願している。

一　はじめに

今日、欧米の犯罪学・刑事政策の分野で、かつてのロンブローゾやフェリーの学説が及ぼした影響力と比べ、勝るとも劣ぬほどに広くかつ深く浸透しているものに、レィベリング・アプローチという仮説がある。(1) 論者によりその説くところに微妙なニューアンスの相違はあるが、そのエッセンスを抽出すると、次のようになるかと思う。曰く、「犯罪人とは、素質や環境の劣悪さにより罪を犯すというよりは、或る者が他人により犯罪人というレッテルをはられることにより、社会生活から疎外され、逸脱を余儀なくされることによつて、犯罪人となる」とする。従来、犯罪原因論と称せられるものは、犯罪人を何らかの形で「異常者」と説明するのが常であつた。素質の面からこれを説く者は、心身の欠陥や異常性に犯罪の原因を求め、環境要因にこれを求める者は、貧困とか家庭の崩壊が犯罪・非行の根本原因であるとした。これらの仮説は、科学的な解明の装いをこらして現われたけれども、そこに示された「原因」の多くは、刑事政策によつて解決しうるものではなく、社会政策を通じての方が、むしろ根本的解決に寄与することが大きかつた。良き社会政策は、最良の刑事政策であるというV・リストの名言は、或る意味では刑事政策家の自嘲の言葉であつたかも知れない。

ところが、レィベリング・アプローチは、犯罪原因論と犯罪対策論とを結びつける契機をもつている。(2) この点が、従来の犯罪学の仮説との根本的な相違点であり、それ故にこそ、多くの人々がこの仮説にとびついたといえるかも知れない。どこに両者を結びつける契機があるか。それは、レッテルをはる者が、誰であるかということとかかわり合う。公的なレッテルは、フォーマルな犯罪統制機関の手ではられる。(3) そして、インフォーマルなレッテルは、地域社会や教育機関などによつて刑事法的制裁とは異なるやり方ではられる。(4) 場合によつては、此の方がきつく作用をすることがある。近隣の人々、学校関係者、職場の人々などが被害を受けたとき、犯人が分つた場合に、事件を告発するか、犯人は分らないが被害を受けたこと

を警察に知らせるかどうかで、事件の進行の出発点が異なる。これが、暗数というものの重要な意味合いである。[5]

今日、欧米の犯罪学、刑事政策の分野で、こうした多くの実態調査が数多く行なわれ、多大の成果をあげていることが知られている。

本稿は、主として、西ドイツでのレィベリング・アプローチの現状を概観することを目的とする。細かく、内容を紹介し批判的に検討することは、将来の課題であり、それらは、本誌の五十一巻以降に発表されることになるだろう。五十巻に、今後の仕事の一つの方向をメモとして書きとめておくことにも、何程かの意義があることと思われる。

(1) 多くの文献をあげる代りに、ここでは、最近の文献のみを指示しよう。
Walter R. Gove (ed.) The labelling of deviance evaluating a perspective, 1975.
Werner Rüther, Abweichendes Verhalten und labeling approach, 1975.
この米独の二著により、欧米の文献の大部分をカバーしうる。

(2) カイザー・宮澤訳・批判的犯罪学批判、法学研究五十巻四号四三頁以下。

(3) この点につき、例えば、Günther Kaiser, Strategien und Prozesse strafrechtlicher Sozialkontrolle. Legitimation, Wirklichkeit und Alternativen, 1972.

(4) 少年非行との関係であるが、例えば、G. Kaiser, Gesellschaft, Jugend und Recht. System, Träger und Handlungsstile der Jugendkontrolle, 1977, S. 85 ff. に、家庭、幼稚園、学校、年齢グループ、教育施設、公共による社会統制につき論じている。

(5) この点について、宮澤浩一・西ドイツにおける被害者研究の現状、小川太郎博士古稀祝賀論文集、昭和五二年、五五五頁以下、カイザー・宮澤監修・石井光訳・西ドイツにおける被害者調査——特に・フライブルク調査を中心にして、法学研究五十巻十一号九三頁以下に、おいて若干の論点を指摘した。

二　犯罪学・法社会学の分野での実証研究を中心とした西ドイツの動向

西ドイツにおいて、犯罪学の分野で、いかなるテーマにとりくむ者がいるか、そしてそれらがどのような機構を推進母胎とし、どの程度のスタッフと預算規模で行われているかという実態を一目瞭然たる資料の形で公開しているものがある。一九

七四年に連邦司法省が公刊した「法的事実研究　犯罪学」という資料であつて、「法」という叢書の一冊である。[6] ここには、一九七二年一月一日から開始され、その間に終了したもの、継続中のものを殆んど網羅している。今日、西ドイツでは、実証的な研究を推進することが社会の要請であり、各種の研究助成資金の重点支出項目でもあるので、どのようなテーマが研究されているかについて多くの人が関心をもつているようである。プロジェクトを組み、申請をするに際して、競合の問題が起るし、当然のことながら、他のプロジェクトと比べて魅力的なテーマである必要がある。この意味では、西ドイツの学会も競争社会になつたというべきである。実態調査といえば、法社会学も当然この中に入る。この分野に関しては、オスカー・ハルトウィークの著書「過渡期の法的事実研究」が極めて便利な本である。[7] ここには、西ドイツの殆んどすべての大学附設の法社会学研究所とそのスタッフが紹介され、研究内容についても概観がなされているからである。この本は、フォルクスワーゲン財団の叢書として公刊された。同財団は、これまで、出版補助、研究補助に驚くほど多額の支出をしてきた。

これらは、恐らく、西ドイツの状況のごく一部[8]を示したものにすぎないであろう。一九七六年以後にも、次々と新らしいプロジェクトが発足しているからである。[9]

西ドイツの学問を語るとき、このような現在進行中の企画についてもはつきり見つめておく必要がある。本や論文になつて、成果が発表されたときに、そのうちのごくわずかなものを手にとつて、西ドイツを云々するのは笑止千万である。実証研究でないものでも、プロジェクトを組み、預算をとり、地道に資料を蓄積しているのが、多くの大学の研究所での研究の現状である。こういつた目に見えない学問の胎動を知るのは、活字で出てきたものを通じてではない。学問を通じ、情報の交換を通じ、人と人との信頼関係を確立することを通じて、次第に、自然に伝えられるようになつてゆく。一寸、でかけていつて、印刷された新刊のごく少しを買つて、ぼつぼつと読んで、「学問の動向」を云々するなどというのは、セールスマン的な学者のやることであつて、その手法は巾着切りの域を出ない。

立法の動向を知り、それに関連してどの研究所の誰に研究委嘱がなされ、その成果がどの程度蓄積されているかなど、絶えず、中央の責任者とコンタクトをとるべきであり、当然、こちらの情報も提供する用意がなければ、情報を迅速に確保するシステムは確立しない。

例えば、経済犯罪に対応するための刑法一部改正について、小委員会が発足し、フライブルクのティーデマンがメンバーとなつたこと(10)、従つて、経済犯罪に関する同氏の一連の業績に注意を払うべきこと、環境汚染に対する刑法一部改正案がでて、それに対応するべく代案グループが動き始めたことなど、一九七五年の段階で情報をキャッチすれば、それにあわせてあらゆる雑誌論文、立法・判例の動向をマークすることができ、大体の方向を推測することが可能であり、それに即応して資料蒐集の依頼を各方面に発することが無理なくできるのである。そして、この方法は、自由な意見や情報の交換のできる国に対しては、殆んど例外なしに実行しうるのである。

(6) Rechtstatsachenforschung Kriminologie. Dokumentation der laufenden und der in jüngster Zeit abgeschlossenen empirischen Forschungsarbeiten. Bundesministerium der Justiz 1974.

(7) Oskar Hartwieg, Rechtstatsachenforschung im Übergang. Bestandsaufnahme zur empirischen Rechtssoziologie in der Bundesrepublik Deutschland, 1975.

(8) その他、例えば、Erhard Blanckenburg (hrsgg.), Empirische Rechtssoziologie, 1975 などの具体的成果をまとめた本がある。

(9) 例えば、ゲッピンガーの編集する叢書 Beiträge zur empirischen Kriminologie (既刊三冊) カイザーやティーデマンが編集者となつているウィースバーデンの連邦刑事局の叢書 BKA-Forschungsreihe (既刊五冊、刊行予定二冊)、そしてイェシェックとカイザーが編集している叢書 Strafrecht und Kriminologie などに、最近の実証研究の成果が公刊されている。

なお、若い研究者の業績については、宮澤・西ドイツ刑法学の現状(追録Ⅳ)法学研究五十巻四号七四頁以下参照。

(10) ティーデマンは、対案グループにも入つた。AE BT Straftaten gegen die Wirtschaft, 1977 を見よ。

三　レィベリング・アプローチの展開過程

レィベリングの考え方は、勿論、犯罪に固有のものではなく、社会学や精神医学、心理学などでは、以前から問題にされていた。[11] 何らかの理由で、社会生活上、ハンディキャップを負い、そのために、社会の底辺や周辺に追いやられ、それにより社会的に逸脱するという問題を扱い、少数グループ、精神障害者、社会的低格者などにかかわる社会問題を扱う学問分野は、多かれ少なかれレィベリングという考え方を基礎にしていた。レィベリングに対して、理論的な枠ぐみを提供するものに、スティグマの仮説[12]があるが、このスティグマという考え方は、中世の異端裁判からでているのであつて、この点をつきつめて考えるならば、レィベリング・アプローチは宗教学、神学ともかかわりをもつているというべきだろう。[13]

要するに、社会を構成する大部分の構成分子の間で、当然の前提とされるもの、例えば、宗教観、価値観、能力、社会的地位、通常の意味での職業、種族性、地域的な帰属性、教養程度、社会的グループなどにおいて、その前提要件を欠くか剝奪された者は、「異端者」としてレッテルをはられ、決して中心的な部分には入れてもらえない。無理に入ろうとすれば、手痛い反撥にあうか、黙殺されるか、それとも他の人が去つてゆくか、いずれにしても同化を拒否される。アメリカ社会における黒人の地位を考えるとよい。白人居住区には、同居ができにくいのである。レィベリングの考え方は、別稿で指摘したように、[14] ハワード・ベッカーの問題提起により、近時にわかにクローズ・アップされたが、[15] 犯罪学の分野では、実は、すでに以前に、フランク・タンネンバウムがその著書「犯罪と社会」（一九三八年）の中で次のように発言していた。「犯罪者になつたり犯罪者を造つたりする過程は、レッテルをはり、定義づけをし、同一視し、特別扱いし、記述し、強調し、意識させ、かつ自分でも意識をする一連の過程である」[16] というのである。つまり、犯罪を犯す者に問題があることも勿論ではあるが、実は、犯罪人に対してそれを告発する側にも、相手の人格特徴に対して刺激を加え、いわば挑発的な言動をとるという点で問題の

あることが強調されたのであつた。[17] ところで、此のタンネンバウムの考え方は、当時、あまり支持されなかつたのだが、それより後に、エルヴィン・レマートにより、その「社会病理学」（一九五一年）の中で、逸脱の問題として展開された。[18] 犯罪や非行を犯し、社会規範から逸脱する人間は、それらの法違反行為という「逸脱」の問題よりも、逸脱者であるとする社会的非難や制裁がその者に加えられることにより、社会生活上、不利な地位に追いこまれ、それがために二次的逸脱を犯す。その連鎖的作用で、その者の「社会的逸脱」の度合いが高まつてゆくとするのである。この考え方は、犯罪社会学者のクリナードの手により、「逸脱行動の社会学」（一九六一年）[19] において敷衍されてゆく。

かくして、アメリカ社会学、そしてアメリカ犯罪学の中で、次第に、人が犯罪者となる過程においては、社会機構の中にひそむ病理があるという点を究明しようとする動きが活発化していつた。犯罪原因として、社会的な側面に関心をもつのは、そう新らしい問題提起ではないではないかと奇異な感じを持つ人もあろう。たしかに、社会的原因、環境的原因に犯罪発生原因があるという点の指摘は、一九世紀後半にすでに始まつた。一九六〇年代に、社会機構を問題にした場合と当時の問題意識とでは、しかし、まるで違うのである。かつては、犯罪者が生まれ、育ち、影響を受けたという直接の社会的原因として、家庭・近隣・学校・職場などの「悪しき社会的影響」が関心の中心にあり、そして、今日でもわが国では犯罪の社会的原因というと、この点にしか関心を向けない。

しかし、一九六〇年代になつて欧米の犯罪学者が関心を向けたのは、およそ犯罪の原因とは無関係と思われていた、社会の健康な部分に、実は、犯罪者を造りだすメカニズムがあるのではないかということであつた。犯罪を犯したことなど全くない市民達が、実は犯罪者を造り出しているのではないか、犯罪を社会的に統制する地域社会の自治組織、企業などの自衛組織、学校などが、実は犯罪者を造りだしているのではないか。警察・検察・裁判・矯正・保護という国家の犯罪統制機構がほかならぬ犯罪者を生み出す原因なのではないかという反省が迫られているといつてよい。[20]

このような研究に大きな刺戟を与え、方向をさし示したのが、一九六七年に発表された大統領委員会の報告書「自由社会における犯罪の挑戦」[21]であり、それと同時に発表された附帯文書「警察」「裁判所」などの実態解明のタスク・フォース・レポート[22]であつた[23]。

地域住民のうち、被害を受けた者がその旨を届け出なければ、警察は捜査にのり出さないのが一般であろう。告発を受けた事件について捜査し、容疑者が上つても、事件の性質や犯人の事情（その出身階層、教養程度、前科・前歴など）により、警察限りで処理する場合も多い。事件が検察官の手に廻つてきても、そこで猶予処分になることも多く、その選択の幅は、警察レベルでの判断以上に広範である。さらに、裁判官のもとでは、実刑を回避するための執行猶予制度があり、矯正の場面では、仮釈放の申請や許可の場合に、セレクションが働く。執行猶予者に対する場合でも、仮釈放者に対する場合でも、保護観察の関係者は、地域社会へのスムーズな復帰に当り、対象者についたレッテルを弱め、社会の偏見を緩和しようと努めるが、ここにも、レィベリングの問題が顕着に現われる。

このように、レィベリング・アプローチは、これまで、およそ犯罪原因とは無縁であると思われていた犯罪統制のメカニズムについて、フォーマルなもの、インフォーマルなものを問わず、徹底的に検討を加えようと努力をしているのである。そして、この点をめぐる見解が、やがて二つの方向に分れる。

リベラルな犯罪学者[24]は、「人が他人によつて犯罪者であるというレッテルをはられる」という場合の「他人」とは、警察から矯正・保護にいたる一連の国家の犯罪統制機構であるのだから、「レッテルをはる側」の問題性について経験科学的に検討し、改めるべきところがあればそれを提案するという態度をとる。これに対して、いわゆる「ニュー・クリミノロジー」[25]あるいは「クリティカル・クリミノロジー」[26][27]を標榜する者は、レッテルをはる各種の国家機関が所詮、権力の手先である以上、現在の資本主義社会を維持し、擁護するために、反権力的な言動をとる者に対して、「犯罪者」というレッテルをは

り、これを抑圧するにすぎない。それ故に、このプロセスの欺瞞性をつくという、極めてイデオロギー過剰の議論を展開する。これらの新左翼的犯罪理論は、殊に、ベトナム戦争に触発された反戦運動、種々の市民運動の闘士たちとの連帯で主張され、大学改革の嵐が吹き荒れた一九六〇年代の後半に支持者をえたようであり、アメリカというあまりマルクシズムが一般化していなかつたところで急激に過激化していつた主張なので生硬な新左翼的言辞を弄する者が多い。西ドイツでも、これらの主張[28]に同調する者が多くいるが、マルクス、エンゲルスを生んだ国だけあつて、用語の方は御手のものである。しかし、ここでは、現状批判を行うという意図がありながら、批判者自身、刑事司法の現実のメカニズムについて知識がなく、見当はずれな抽象論を弄ぶ者が少くない。

ともあれ、いろいろ批判の余地は多いが、此の新らしい学問の動向は、検討を要する多くの問題提起を行なつている。

わが国の場合を考えてみると、いろいろなレッテルは、法的機構のみならず、むしろ、社会生活の中において、多種多様に用いられている（一流校、山の手と下町、ハイ・ソサエティー、女流作家、舶来、名産、本場の味、はては保守反動、革新、進歩派など、枚挙にいとまがない）。社会生活において、この種のレッテルはいろいろな作用をする。はられることで致死的な打撃を受ける職種や階層がある一方、経済力や社会的地位などにより、レッテルをはられても全く痛痒を感じない者も多い。法的なレッテルも同様である。社会的なレッテルとして「下層」とか「貧乏人」などをはられた者が、さらに「犯罪者」という烙印を押され、殊に、「ネリカン帰り」とか「少年院帰り」のレッテルをはられれば、殆んど立ち上ることが不可能なダーメジを受けるだろう。ところが中流又は上流の階層の少年が非行化し、補導され、或いは家裁の審判に付せられても、家庭に戻つた後に金銭づくで解決する方法は、いくらでもあろう。授業料さえ払えば受け容れてくれる私立高校はいくらもあるし、金で入学しうる大学も多い。卒業して、欲を出さなければ、親のコネでいくらでも就職の口をうることができる。そして、いつの間にか、社会的に適応して、社会人に育つてゆく。恵まれない家庭の子供には、こうした道は開かれてはいない。

レィベリング論の急所は、まさにこの点にある。レッテルをはる者、殊に、フォーマルな犯罪統制機関の者は、レッテルをはられる者に対して処分を選択するに際して、まず、レッテルの重みを考えて対象者を慎重に選択しているかどうかが問われなければならない。セレクティブ・サンクションという問題がここでとりあげられる。[29] レッテルをはられた者は、自からの努力でそのレッテルをはがすようにつとめなければならない。しかし、フォーマルなレッテルは、やはり、フォーマルな機関がはつたからには、他の国家機関の助力でその烙印の色をうすくするとか、烙印を消すのに力を借す必要がある。何故なら、世間、つまり市民、一罪を犯し、犯罪者というレッテルをはられた者が帰りゆく先の近隣の人々は、国家のレィベリングを素朴に受けとめ、そのレッテルを「性格」ないしは「人格」に対するレッテルとして考え、なかなか気を許さないからである。矯正や保護の関係者が「犯罪者」と「市民」との間に立つて、犯罪人の身元引受人となり、市民の意識の中に定着しつつある「レッテル」をできるだけはがすように努めるべきことの意味はここにある。

(11) この点について、特に、注（1）にあげたゴーブの編著の中に、多方面の分野におけるレィベリングの問題が扱われている。

(12) H・J・シュナイダーが述べているように、一九七三年九月一七日から二二日にかけて、ベルグラードで開催された第七回国際犯罪学会において、それまで特に北米の犯罪学の論議で扱われていたテーマが、「現代犯罪学における主流」として、一ぺんに国際的なテーマとなつた感がある（vgl., Hans Joachim Schneider, Kriminologie (Grundlagen), in : Sieverts-Schneider, Handwörterbuch der Kriminologie, 2. Aufl., 2. Bd., Lief. 7, 1977, S. 515.）なお、シュナイダーには、Kriminologie Jugendstrafrecht Strafvollzug, 1976 があり、そこでも最近の動向について簡潔な紹介がある。私の書評、法学研究五十巻五号八五頁以下参照。
ベルグラードの会議に寄せられた論文は次の通りであつた。
John C. Freeman, Main trends in Contemporary Criminology.
M. Milutinovic, Main trends in Contemporary Criminology.
Nils Christie, The delinquent stereotype and stigmatisation.
Nikola S. Schipsowensky, Stereotypes of Delinquents and their stigmatisation in a clinical aspect.
Shlomo Shoham, Stigma and Stereotype - The interactionist approach.

(13) スティグマの仮説については、Erving Goffman, Stigma, 1963 ; Shlomo Shoham, The Mark of Cain. The stigma theory of crime

and social deviation, 1970 がある。

(14) 宮澤・刑事政策の新動向と比較犯罪学、罪と罰一五巻一号、昭和五二年、三〇頁。

(15) Howard S. Becker, Outsiders. Studies in the Sociology of Deviance, 1963, p. 9.

(16) Frank Tannenbaum, Crime and the Community, 1938, p. 19 f.

(17) この犯罪を犯す者とそれに対して反作用を加える者（被害者を含む）との相互作用に注目したのが、前述のタンネンバームの着想の卓越した点であり、今日、インターアクショニスムとよばれる一派に共通する問題意識である。

(18) Erwin M. Lemert, Social Pathology, 1951 であり、その後、Human deviance, social problems, and social control, 1967 で一層の展開を示した。レマートと同様の発想は、例えば、John I. Kitsuse, Societal reaction to *deviant behavior* : Problems of Theory and Method. Social Problems, vol. 9, 1962, p. 247 ff. に見られる。

(19) M. B. Clinard, Sociology of deviant behavior, 1961.

(20) 西ドイツの文献では、例えば、H. J. Schneider, Kriminologie. Standpunkte und Probleme, 1974; 2. Aufl., 1977, S. 157 ff. に「社会的統制の諸機構 (Die Instanzen der Sozialkontrolle)」が論じられ、カイザーも注（3）での議論をその体系書の中で吸収している (Vgl., G. Kaiser, Kriminologie. Einführung in die Grundlagen. 3. Aufl., 1976, S. 228 ff.)。そこでは、ラントタルツ（ナーシナル・タルート）と文化越境・ステイグマの問題とが不可分のものとして扱われており、正しい認識に立脚している。

(21) The President's Commission on Law Enforcement and Administration of Justice, The Challenge of Crime in a Free Society, 1967. (邦訳・法務総合研究所研究部資料21～23、昭和四八年)

(22) The Police, The Courts のほか、Corrections, Crime and its Compact—An Assessment, Drunkenness, Juvenile Delinquency and Youth Crime, Narcotics and Drng Abuse, Organized Crime, Science and Technology の九冊である。

(23) この他、さらに、大くの興味のある実態調査のレポートも同時に公刊された。
Criminal Victimization in the U. S.; Studies in Crime and Law Enforcement in Major Metropolitan Areas ; The Police and Community ; National Survey of Police and Community Relations ; Report on a Pilot Study in the district of Columbia on Victimization and Attitude toward Law Enforcement である。
そして、この被害者に関する調査は、その後、継続されており、Criminal Victimization in the United States. 1973 Advanced Report. Vol. 1, 1975 に引き続いて、Criminal Victimization in the United States: A Comparison of 1973 and 1974 Findings; Criminal Victimization Surveys in Chicago, Detroit, Los Angels, New York and Philadelphia : A Comparison of 1972 and 1974 Findings ; Criminal Victimization Surveys in Eight American Cities. A Comparison of 1971/72 and 1974 Findings その他数冊の調査資料を公刊している。

(24) レィベリング・アプローチがこのように二つの方向にわかれていつた過程を説明するものに、カイザー・前出注（2）特に、四八頁以下参照。

(25) Ian Taylor-Paul Walton-Jock Young, The New Criminology, 1973 ; Barry Krisberg, Crime and Privilege. Towards a New Criminology, 1975 など。

(26) Arbeitskreis Junger Kriminologen, Kritische Kriminologie. Positionen, Kontroversen und Perspektiven, 1974 ; Ian Taylor-Paul Walton-Jock Young., Critical Criminology, 1975. この動向を論評するものとして、Edwin M. Schur, Radical Non-Intervention. Rethinking the delinquency problem, 1973が先駆的である。

(27) ラディカル・クリミノロジーの一派については、クウィニー、ブラットらの業績を含めて、カイザー前出注（2）参照。

(28) 例えば、ハノーバー工科大学のフリッツ・ザック、ブレーメン大学のハンス・ハーファーカンプなど。これらについても、カイザー前出注（2）が詳しい。

(29) セレクティブ・サンクションについては、かつて紹介したことがある。宮澤・西ドイツの裁判官研究について――西ドイツ法社会学の現状に関する一つのメモ、法学研究四十八巻四号三二頁以下。

四　西ドイツ犯罪学とレィベリング論

西ドイツの犯罪学は、もう、以前のように形式社会学の影響の下で、図式的に社会を把え、犯罪の現実について抽象的な思弁を重ねてはいない。科学的という名において、精神医学者の独断場であつた時代も、とつくの昔に去つた。今や、社会調査の技法を駆使して、公的・私的な犯罪統制の現実を究明しようとしている。警察[30]・検察[31]・裁判[32]といつた代表的なフォーマル・インスタンス、市民に対する暗数調査[33]、企業内に発生した犯罪に対する処置の調査[34]など、規模といい、テーマの広範さといいまさに驚くべき内容であるといえよう。十年一日のごとく、仮説の提示、外国の研究の一部の紹介と小器用な解説や批評にあけくれているわが国の「研究者」の怠惰さは、まさに目を蔽うものがあり、「研究者」がこうした学問態度をとらねばならないように立ち至らせている実務家の非協力が、結果的には右の学問的頽廃に拍車をかけている[35]。勿論、「研究者」が純粋に学問的にアプローチをするのではなく、一寸知つた事実から針小棒大な議論を展開し、政治論的ないし運動論的に

事をかまえ、「政治屋」がその「成果」なるものをふりかざして「政治の世界」で「犯罪統制」のメカニズムをとりあげ、「手アカ」だらけにしないという保証がない以上、「学問的検討」のための「接近」を許したがらないのは、残念ながら理解しうるところである。しかし、その結果は、わが国の犯罪学研究者、ひいては実務家が、国際会議の場で討論に参加するに際して、自国の実証データーに基づいた議論が展開できないという事態に追いこまれる。ここにいう実証データーは、もはや「公的な」統計書に公表されたものではなくて、事件が現実にどのような形で処理されているのか、判断者の主観によつてどのように選択されているのか、公式に集計されたデーターのほかに、どの程度のものが暗数として潜在しているのかについて、手さぐりで究明し、地道に調査して得られた資料から出たものでなければならない。この種のデーターに基づくものでなければ、今日の国際的討論では、殆んど無視されるというのが現実であろう。

私は、かつて、本誌上に、西ドイツにおける裁判官研究を紹介した。その中で、他の犯罪統制機関である警察、検察についての実態調査の動きにもふれた。その後、次々とこの両者に関する研究が公刊されているので、充分に資料を整えた上で順次、詳しい紹介をしたいと思つている。さらに、暗数調査についても、別稿で詳しく紹介をした。本稿では主として、企業内で発生した犯罪の自治的な処理の現実を究明する研究、――生硬な訳語であるが――「企業内司法」に関する研究について紹介することにしたい。

右に略述したように、西ドイツの犯罪学・刑事政策において最も関心をひいているテーマが「レィベリング・アプローチ」であり、それから派生した個別問題である。その個々の論点に共通する事柄は、「レッテルを張る側」の問題性である。市民サイドでは、市民間の事件の暗数、特に、不告発の態度の背後にあるセレクションの問題、「企業内司法」に関連しては、何故、企業内の事件が私的に解決されたり、公的に告発されるのかという問題。つまり、ここでもセレクションが働らいている。この二つは、インフォーマルな犯罪統制にかかわりをもつ。次に、警察から始まるフォーマルな統制の際のセレクシ

ョンが検討されねばならない。

暗数の問題の今日的意味は、市民サイドで、つまり、被害を受けた者の側で、事件を公にし、警察をはじめとするフォーマルな犯罪統制機構の手によつて犯人を検挙し、有罪にし、犯罪者という「レッテル」をはつて欲しいと望んだ場合はともかく、被害者が積極的な告発をしないことによつて、「認知事件」とならず、被害者限りで事件が落着しているという点に求められる。この過程を見つめるならば、犯罪人というレッテルをはる一連のプロセスの発端は、まさに、私人の手にゆだねられているということになる。企業内の事件も、全く同様なのである。レィベリングの問題は、結局のところ、まず、市民の意識、その防犯努力や被害意識とのかね合いにより決まり、その当初のセレクションにおいて、どういう意識によるのか、そして加害者らしい者との相互作用がどう機能するかという重大な問題点とかかわりをもつのである。勿論これは、フォーマルな犯罪統制機構との関係でも問題となりうる。そして、現実に、多種多様なプロジェクトが、これらの公的、私的なレィベリングについて詳しい分析をしている。ところで、わが国では現在までのところ、レィベリングについては、全く入口のところで、しかもごく少数の人々がコンセンサスなしに摸索しているのが現実である。[36] 関心を持つ者が大部分、実務家であるためもあるが、レィベリングの問題の急所である、「セレクション」についての科学的かつ中立的な批判的分析に対して関心が向いていないように思われる。例えば、最近公刊された「続・繁栄の落し子たち」という家庭裁判所調査官の有志の手で書かれた本[37]の中でも、「家庭裁判所」のセレクションとレッテルはりによつて逸脱の度合いを深める場合が少くないという点についての方法論的な自己批判の視点が全く欠けているように思われる。大都市は大都市なりに、小都市や村落はそれぞれなりに、家裁に出頭し、調査され、審判を受けるということは、時間的にも場所的にも相当な負担でない筈はない。親子や傭主と店員が、時ならぬときに家裁やその支部のあるところに出かけるというのは、共同体が小さければ小さいだけ、世間の目をそば立たせるに足る出来事であろう。地域社会に根を下ろし、その風土的、社会的背景に通じている警察

や――立法論としては、少年ガイダンス・センター――にまかせて、社会的レィベリングと地域社会内での統制に大部分まかせた方が、社会に根を下ろした処遇（community based treatment）を可能にすると思うのだが、どうであろうか。他の機関でのレィベリングを批判すると同じように、自分自身の手によるレィベリングの持つ重大さ、意味合いを考え、それらの比較考量をして、知見を統合する必要性が大きいのではないであろうか。

（30）警察活動の研究の状況については、注29の論文で紹介をしておいた（三四頁）が、その後に、Wiebke Steffen, Analyse polizeilicher Ermittlungstätigkeit aus der Sicht des späteren Strafverfahrens, 1977 が公刊されている。なお、同じフライブルクのマックス・プランク外国・国際刑法研究所の所員 Josef Kürzinger, Private Strafanzeige und polizeiliche Reaktion がカイザーの指導で完成し、これによりキュルチンガーは私講師となった。公刊が待たれる。

（31）検察官の活動については、同じく、フライブルクのクラウス・ゼッサーがハビリタチオンの準備をしていると聞いている。検察官のセレクションの過程がそこで解明されるはずである。

（32）裁判官の階層意識が判決の形成にいかなる影響をもつかについては、最近では殆んど新らしい成果が出ていない。注29の私の論文を書いた時点で殆んどの資料は集まった感がある。

（33）註（5）にあげた私の論文に最近の業績を網羅的に紹介した。特に重要なものとして、ここでは、Hans-Dieter Schwind et al., Dunkelfeldforschung in Göttingen 1973/74, 1975 と Egon Stephan, Die Stuttgarter Opferbefragung. Eine kriminologisch-viktimologische Analyse zur Erforschung des Dunkelfeldes unter besonderer Berücksichtigung der Einstellung der Bevölkerung zur Kriminalität, 1976. この二つの研究で、犯罪に対する市民の態度が詳しく調査・分析されている。

（34）Günther Kaiser u. Gerhard Metzger-Pregizer (hrsgg.), Betriebsjustiz. Untersuchungen über die soziale Kontrolle abweichenden Verhaltens in Industriebetrieben, 1977.

（35）わが国の潜在的被害者の現状を把握するため、現在、東京都内二三区から若干の地域を抽出し、住民票を基礎に無作為抽出方式で、被調査者を選び被害の実態調査を実施中である。このデーター全体は、西ドイツのザール大学のハンス・ハイナー・キューネ助授教と私とで近く公刊を予定している「日独犯罪とその統制の比較研究」の中で公表したいと考えている。

（36）前出注（2）の邦訳の六七頁に、どくわずかのわが国の業績にふれたが、本文で述べたような問題点について、残念ながら、まだ殆んど意識されてすらいないようである。

昭和五二年九月五日・六日に専修大学で開催された日本犯罪心理学会での「ラベリング論」についての討論でも、セレクションの問題に対して意識すらされていないことに深い驚きを感じた。

(37) 兼頭吉市・桧山四郎編・続・繁栄の落し子たち　社会変動と少年非行、昭和五二年。

五　レィベリング・アプローチの一応用問題としての企業内司法（Betriebsjustiz）の研究

企業内司法の問題は、一九六〇年の終り頃から、西ドイツとスイスで次々に論稿が発表され、関心の一つの焦点となつた観があるが、この動向に先鞭をつけたのが、多くの大学で受理されたディセルタチオンであつた。若干のものを例示すると、一九六八年のデングラー（ミュンスター大学）[38]、一九六九年のボヴァーマン（ケルン大学）[39]とローザー（チューリッヒ大学）[40]、一九七二年のレンツケ（ミュンヘン大学）[41]、ザルファート（ボン大学）[42]およびブリューファー（ザンクト・ガレン大学）[43]などである。[44]

そして、立法上の対応として、西ドイツの対案グループは、一九七五年に「企業内司法の規制に関する法律案」を提出した。[45]これは、一九七四年に公刊した「万引に対する法律案」[46]と同じ発想によるものであり、従来のメンバーのほか、アルツト、エーザー、シェーネ、ティーデマンらの若手の教授達が多数参加していることに注意しなければならない。

ところで、此の企業内司法の問題は、興味あることに、一九五〇年代に東ドイツにおいて雑誌論文の形で数多くの人が論じたことであった。[47]もつとも、ここにおいては、いわゆる「同志裁判所」の一変型として考えられていたように思われる。[48]この点については、問題の所在を指摘するにとどめたい。

ところで、西ドイツにおいて、此の問題を最も深く研究しているのは、フライブルクのマックス・プランク外国・国際刑法研究所の犯罪学研究部門であり、最近、その研究成果の集大成が、カイザーとメッガー＝ブレギッファーの共編著として公刊された。[49]このプロジェクトには、現在ブレーメン大学教授となつているフェーストも加わり、その当初の研究の概要について論文を発表しているので、それをも併せて紹介することにしたい。

企業内司法に関する実証研究がフライブルクの研究ティームの最初のプロジェクトのテーマとしてとりあげられたのは一

七〇年のことである。その研究計画を推進するための資金援助をドイツ研究財団に提出した際に、フェーストが主任者となつて申請をしたようである。その書類に付した計画書を凝縮した論文が、クリミノロギッシエス・ジュルナールの一九七一年三・四号に発表されている。[50] そこには、当時、入手しえた限りの文献も網羅され、企業内で発生した事件解決の実態についての従来の成果も紹介されている。

研究は二つの段階に分れ、予備研究は企業に対するアンケート調査を行ない（一年間の予定）、本調査は、その実態調査の方法をさらに深め、インタービュー、関与観察、さらに多くの企業に対する質問表による調査、そして国家のフォーマルな統制と企業の私的な統制の効果の比較をも試み、全体として二年間を予定した。

(1)このプロジェクトの責任者であるフェーストとメツガー＝プレギツァーとは、連名でアンケート調査に基づく予備研究の結果を中間報告した。[51]

そこには、バーデン・ヴュルッテンベルヒ州の企業経営者に対するアンケート調査の結果が分析されている。企業内の事件は、職長クラスの手元で処理されるので、経営者が知らないケースが多く、従つて、企業内犯罪は重大問題とは受けとられていない。

発覚した事件は八九％が財産犯、一〇％が傷害、一％が風俗犯であり、従業員一〇〇〇人当りの人口比は八である。興味があるのは、従業員の数が大きければ大きいほど、違反なしという数字が減る。四九人以下のところが八九％であるのに、五〇〇人以上の企業では三九％である。規模が大きくなれば、それだけ潜在的な犯罪人が多く、又、統制機構の数も増えるので、それだけ発覚のチャンスも増えると思われる。右の点と関連し、制裁として、口頭による警告、文書による警告、制裁金、免職があるが、これも従業員数の大きさに比例して科せられる割合が高い。そして、経営協議会が存在し、制裁措置に関与するのも規模の大きさに比例する。

最後に、登録された違反者の数と従業員の数とを比較すると、ドイツ人男子と外国人女子は、違反者と従業者に占める割合がほぼ同じであるのに対し、ドイツ人女子は従業者に占める割合と比べ、違反者中に占める割合は三三％対九％で、三分の一であるのに対し、外国人男子は、一〇％対三五％であり、三倍強である。これは、若しかすると社会的コントロールの際に、何らかのセレクションが行なわれていることを意味するかも知れない。

(2)一九七三年二月二三日に、フライブルクのマックス・プランク研究所は、理事会を開催し、「企業内司法」に関するコロキウムを行なつた。この研究集会の席上、まず、フェーストの報告[52]がなされ、次いで討論[53]が行なわれた。

フェーストの報告は、従来の企業内司法に関する内外の研究の概要を紹介した後、二年間にわたるフライブルク調査の実証研究の成果についてその概要を説明している。ただ、今回の報告は、研究の第二段階であるバーデン・ヴュルッテンベルヒ州の大企業の経営者と経営協議会の代表者をそれぞれ個別に面接して得られたデーターに基づくものである。

その際に、企業に関する一般データー、企業の統制組織、企業内で記録された犯罪・違反行為にかかる事項及び一人の犯人が確認された最近の三つの違反について詳細な記述を求める統一質問表に沿つて面接がなされた。

犯罪・違反行為に対する統制機構の整備という見地から、従業員五〇〇人以上の大企業を選んで調査を行なつた。

報告は、企業内司法の組織（国家の統制機構からの独立、手続の要式化、経営協議会の共同決定の状況）、企業内犯罪と告発の傾向、企業内違反に対する企業の手による制裁に分けて説明がなされている。後の討論でも、主たる関心は、企業内での処理が公平に行われているのか、その手続は適定になされているのか、殊に、セレクションが正しく行われているのか。大量の事件が、告発されず、自主的に解決されているのは、一方では、裁判の負担を軽減しているという点で重要な犯罪統制の機能をはたしているが、他方、企業の都合で事件を闇から闇にほうむるわけで、その選択のあり方次第では、レィベリングの問題、つまり犯罪人を企業の手で造るという問題にも連なることになるといつた点に集中した。

実証データーで興味があるのは、企業の組織が整備されている程度に比例して、企業内の犯罪や違反に対する制裁のシステムとか経営協議会の共同決定の度合いがやはりよく整理されていること、告発するか否かは罪種や違反の程度により異なること、選択される制裁の種類や方法も、財産犯、人身犯、秩序違反により異なること、又、性別、国籍別、職階別で従業員中に占める割合と登録された行為者に占める比率が異なることが分つた。未熟練工、殊に見習工が行為者として登録される例は多く見られる。制裁の中、最も重い免職の処分を受ける者について、損害額が高いこと、他の者により容易に代替しうる者であること、仲間からあまり良く思われていない者であること、組合員でないこと、企業に一年未満しか属していないこと、未婚のこと、外国人であること、女性であることなどの要件のある者の方が、それぞれのカテゴリーで対概念のものよりも免職になる可能性が高いことが示された。

要するに、ここでも、セレクティブ・サンクションが働らいており、犯罪者・違反者というレィベリングがもつぱら企業の都合に左右されていることが示された。

参加者の意見は、このようなレィベリングのあり方に対する疑問と制裁の言渡しの際の手続の保証、レィベリング論のもつイデオロギー性などに集中したが、暗数の問題を企業活動の実体解明と関連づけて究明した研究ティームの成果に対しては、積極的な評価がなされた。

(3)一九七六年に公刊された「企業内司法」[54]は、フライブルクのマックス・プランク研究所のプロジェクト・ティームの全力をあげて書かれたものであり、経験科学編、法律編から成り、企業内司法の法秩序と同じく刑事法に関する法律編は、それぞれルーペルト・ショルツ教授とテオ・フォークラー教授により書かれている。経験科学編はプロジェクト・ティームに属した法律、心理、社会学のレフェレンダール、学生、大学院生により手分けして分担執筆をされている。内容は、この研究の経移に関して、その全容を改めて紹介しているので、(1)と(2)の説明と重複するから、ここでは詳しく紹介する必要はな

かろう。ただ、一言するならば、企業内での不詳事件の実態とそれに対する私的な解決についてこれほど具体的に解明した例はこれまでになかつたことであるし、暗数調査の方法を確立することに対して、はかり知れない貴重な貢献をなしとげたものと評することができる。

レィベリング論を展開するについて、必ず参照すべき文献がかくして生まれたのである。

× × ×

最後に、企業内司法に関する立法提案[55]について、一べつしておこう。

これは、いわゆる対案グループの手で作成提案されたものであるが、一六人の従来のメンバーのほか、○アルツト、○バッケス、○カリース、エーザー、○クヴェンゼル、○ロリンスキー、シューラー＝シュプリンゴルム、ティーデマンが加わり、総勢二四人からなる。○印をつけた者は、以前に助手として参加・協力していたから、純粋に新加入の者は、三名であるが、顔ぶれからみて、最近の西ドイツ刑法学会の中堅、新進のすべてが顔を揃えているということができよう。

この提案は、まだ、連邦政府の中で呼応しようとする動きがないようであるので、私案の段階にとどまつている。すでに紹介したコロキアムの席上、企業内司法を放置しておくことは、処置が恣意にながれ、不平等な対応策をとらせ、レィベリングの点でも好ましくなく、かつ、犯罪統制をあまりにも各企業の手にまかせすぎることは、刑事政策的にも好ましくなく、かつ制裁を受ける被傭者の権利保護の点、手続の適正さの点で疑問であるとする意見が多かつたのに対応して、作成されたものである。私的な形で解決すべきケースをこのような法律で規制することが望ましいかどうかは、今後、充分検討すべきことと思われる。[56]

本案は、一五条から成る。第一条適用領域では、企業内で発生した犯罪、秩序違反行為のうち、重要なものを列挙し、本

案の適用の範囲を限定する。傷害、侮辱、住居侵入、脅迫、強要、若干の財産犯、文書犯罪、企業法規違反があげられている。財産犯は、五〇〇マルク（約六万円）以上の損害を生ぜしめたものに限られている。第二条手続の目的は、企業内の平穏の回復と将来の違反の防止をめざし、場合によつては、制裁を科すこととしている。

第三条は制裁の種類をあげ、ここには、警告、損害回復の義務づけ、制裁金の支払、転勤、解雇告知が予定されている。手続に対して権限をもつのは、三人からなる審判所（Schiedsstelle）とし、一個所の管轄人数は、一〇〇〇人の被傭者を越えないこととされる。小人数の企業には、数個所にまたがる審判所を創設する。その長は、労働裁判所により任命される。第五条に、審判員（Schiedsmann）の法的地位、第六条に手続の開始、第七条に呼び出しと不出頭、第八条に審理、第九条に当事者の権利、第一〇条に審決、第一一条に抗告、第一二条に異議、第一三条に公務への拡大、第一四条に手続の移行、第一五条に既判力と執行力が規定されている。

右に見たように、手続の厳格な要式化と被傭者の権利擁護に主眼が置かれているといえよう。

たしかに、違反者として私的な企業内で選択的制裁を受ける被傭者の権利を守る必要性はあろうが、このように、事柄を第三者の手による解決という形でドラマ化することでかえつて社会的なレィベリングが顕在化し、そのことによつてかえつて企業内に居たたまれなくなつたり、転職の際に、他の企業からも拒否されるということになりはしないか。殊に、わが国のように穏便な形で私的に処理することを好む社会では、このような提案は受け入れられにくいのではないかとさえ思われる。従来の対案グループの提案とは異なり、いささか「完全主義」的な色彩が色濃くでたように思われてならない。

対案グループが、今や、「反対者」ではなくて、エスタブリッシュメントになつたので、このような形での提案をするようになつたのかも知れない。

レィベリングの問題意識から出発しながら、新しいレィベリングの機構を構想するというあたりが、興味のあるところで

あろう。

(38) D. Dengler, Betriebsstrafe bei innerbetrieblichen Verstößen? Diss. Münster 1968.

(39) W. -D. Bovermann, Die „Betriebsjustiz" in der Praxis—Eine Untersuchung des betrieblichen Ordnungsrechts in Betrieben der Großindustrie. Jur. Diss. Köln 1969.

(40) A. Roser, Die Betriebsstrafe. Jur. Diss. Zürich 1969.

(41) M. v. Lentzke, Betriebsjustiz. Jur. Diss. Köln 1972.

(42) E. C. Sarfert, Die Kriminalität in einem Betrieb der Automobilindustrie in einer Großstadt Süddeutschlands in den Jahren 1958-1967. Jur. Diss. Bonn 1972.

(43) R.-D. Prüfer, Betriebsjustiz. Die betriebliche Sanktion gegenüber den Arbeitsnehmern nach deutschem Recht. Jur. Diss. St. Gallen 1972.

(44) 一九六五年以前のこのテーマのディセルタチオンについては、J. Feest, Soziale Kontrolle und abweichendes Verhalten in Betrieben („Betriebsjustiz"). Kriminologisches Journal Bd. 3, 1971, S. 229 ff., 特に、二三六頁以下にある（なお、此の雑誌は、一九六九年に創刊され、一九七一年までの三年分は、タイプ印刷版である）。なお、カイザーもこの研究に言及していた。G. Kaiser, Kriminologische Forschung in Deutschland und die empirischen Untersuchungen am Max-Planck-Institut. ZStrW Bd. 83, 1971, S. 1093 ff.

(45) Entwurf eines Gesetzes zur Regelung der Betriebsjustiz, 1975.

(46) Entwurf eines Gesetzes gegen Ladendiebstahl, 1974. (紹介・宮澤・研修三一〇号三頁以下)

(47) 例えば、W. Schulze, Neue Maßstäbe! Neue Justiz 10. Jg., 1956, S. 645 ff.; H. Klitzsch, Soll die „Betriebsjustiz" gefördert werden? NJ 10. Jg., 1956, S. 728 ; E. Leim, Probleme der „Betriebsjustiz". NJ 11. Jg., 1957, S. 38 ff.; K. Gorner, Betriebsjustiz — ja oder nein ? NJ 11. Jg., 1957, S. 111 f.

(48) 多くを引用する代りに、A. Eser, Gesellschaftsgerichte in der Strafrechtspflege. Neue Wege zur Bewältigung der Kleinkriminalität in der DDR, 1970. のみをあげておく。

(49) 前出（注34）を参照のこと。

(50) 注（44）のフェーストの論文がこれである。

(51) J. Feest—G. Metzger-Pregizer, Betriebskriminalität und Betriebsjustiz. KrimJ. 4. Jg., 1972, S. 83 ff.

以下、本文は、この論文の要点を紹介したものである。なお、カイザーも、その著書の中で、この研究を紹介している。G. Kaiser, Kriminalität und Verbrechenskontrolle in Industriebetrieben, in : Strategien und Prozesse strafrechtliche : Sozialkontrolle, （注3）

S. 100 ff.

(52) J. Feest, Betriebsjustiz : Organisation, Anzeigebereitschaft und Sanktionsverhalten der formellen betrieblichen Sanktionsorgane. ZStrW Bd. 85, 1973, S. 1125 ff.

(53) G. Metzger-Pregizer, Tagungsbericht. Bericht über das Kolloquium „Betriebsjustiz". ZStrW Bd. 85, 1973, S. 1154 ff.

(54) 前出（注34）参照。

(55) 前出（注45）参照。

(56) 例えば、ボッケルマン、ロクシン、ラックナーらの学者、トゥレンドレ、パリン、クリューガーらの実務家が活発に討論に参加した。これらにつき、前出（注53）一〇五五頁以下、一一六二頁以下参照。

六　外国の状況を研究することについて

——むすびに代えて——

学問の世界の大半は、情報から成り立つている。情報は、最も新らしいものでなければならない。そして、いろいろな側面から、接近してゆかねば、より正しい情報をうることはできない。内国での問題はもとより、殊に、外国の立法、判例、学説について言及する場合に、慎重にならなければならない。

本稿は、西ドイツを主題としているので、西ドイツに限定して話を展開した。ここでも西ドイツを例として、研究上の二、三の問題点を指摘しておくことにする。

西ドイツの刑法学、刑事立法の動向について、半可通な現状分析に立脚して、現代社会に生起する問題に対応していないとする趣旨の発言がある。何も、西ドイツの学問の在り方を絶対視するつもりはないが、少なくとも他国の学説、判例、立法の動向について目を向けようとするならば、この種の不完全な情報は訂正しなければならない。少くとも、絶えず連絡をとり、立法の掌に当る人々から資料の提供を受けている者として、黙視していることは許されないと考える。もつとも此の

点については、すでに、前号において、かなりはつきりとした批判を明らかにしておいたので、本稿ではくりかえさないことにする。本稿において、私は、主として、犯罪学の分野で、西ドイツが研究補助の体制をあげて、実証研究を助成している事情を指摘したが、事柄は比較法でも同様なのである。例えば、フライブルクのマックス・プランク研究所の比較法研究は、もはや外国法典の独訳の段階を、とつくに過ぎている。今では、研究員が現地に派遣され、法生活を自から体験し、判例や学説の生きた現実を経験し、知識を蒐集している。アフリカの諸国に絶えず出張し、法典の勉強のみならず、法的習慣や裁判の仕組みを文化人類学的に調査し始めているのが実情である。各種の留学資金により、世界各国からやつてくる学者の多くを受け入れ、いろいろな法分野ごとに、それらの学者から出身国の事情を聞き、情報を集めているのが現実である。

わが国では、これに対して、いまだに、フライブルクの叢書に独訳された各国刑法典の「条文の比較」をするという段階にとどまつている例が少なくない。もう、そんな時代ではないと思われるのに、十年一日のごとき「比較法的粉飾」が依然横行しているのには、あきれるばかりである。知らないよりは知つている方がいいには違いないが、条文の背景、判例による具体化、学説による批判と対応などを分析しないで、どれだけ意味のある研究ができるのだろう。条文が、現にどのくらいのケースに適用されているか、死文となつていないかどうか、実務上、警察官や検察官、はては裁判官の事件ごとのセレクションによつて、どういう加害者と被害者に「法が実現」しているだろうか。ドイツの法執行者のように、法規に忠実な人々でさえも、与えられた権限の範囲内で現実に最も適した選択的制裁を行なつていることをわれわれは最近の実証研究で学んだ。だとすれば、法的な感覚でいうと、もつと融通のきく他の西欧の国、殆んど無限定な裁量の余地をもつ中南米の国の法の現実などに対して紙の上の文字の分析に頼るのでは、現実から程遠い幻想の中で、観念の遊戯にふけることになるおそれがある。社会学や政治学の分野では、この種の安易な比較の方法をつつしんでいるのに対して、法律学者だけが依然として条文の無意味な比較という空疎な仕事を続けることは、いかがなものであろうか。

もつとも、学問は成果として世に問われたものをもとにして評価され、その仕事をした者にレッテルがはられることになるので、それぞれが好むところで自由に表現すればそれでよいのかも知れない。学問の方法の最も新らしい動向に対応しているか否かについて、論文の内容でレィベリングがなされるのであるからには、仕事が勝負であつて、その他の装飾は無意味であろう。

昭和五二年一〇月六日
テュービンゲンに向け旅立つ日を目前にして

（追　記）　本稿の初校の段階で、西村春夫・ラベリングは犯罪者をつくる――レッテル付けの犯罪学――更生保護二八巻一一号、昭和五二年、一四頁以下と森田洋司・犯罪社会学とラベリング論、犯罪社会学研究二号、一九七七年、一二〇頁以下を披見した。西村論文は、文章もこなれており、内容的には、本稿の意図するところと一致する点が多い。森田論文は、多くの材料を利用している点では評価しうるが、それを充分にこなしていないきらいがあり、日本語としてかなり生硬な表現であり、かつ、司法過程に関する訳語に疑問がある。